

アスベスト対策の 費用を助成します。

港区では、アスベストの飛散による環境汚染を防止し、
区内に住み、働く人々の健康を保持するため、
アスベスト対策を行う人に、対策費の一部を助成します。



令和8年4月1日改訂

1 助成対象・助成金額

次のアスベスト対策に要した費用の2分の1相当額（1,000円未満の端数は切り捨てます。）で、助成限度額以内の金額を助成します。消費税は助成の対象となりません。

助成の種別		助成限度額
吹付け材等のアスベスト含有検査		10万円
建築物のアスベスト除去等工事 ※除去、封じ込め、囲い込み ※大気汚染防止法の届出対象となる工事	戸建ての住宅	50万円
	共同住宅、事業所 等	200万円

2 助成対象となる建築物

アスベストを含有する吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）を使用し、または、使用した疑いのある建築物であって、原則として建築基準法に適合している建築物

※外壁や内壁等に使用されている仕上塗材やケイ酸カルシウム板第1種等のレベル3に該当する建材は助成対象外になります。

3 助成を受けられる人

（1）港区内に対象建築物を所有する個人または中小企業者（※）

（※）中小企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（2）港区内にある共同住宅の管理組合の代表者

4 注意事項

- （1）申請にあたっては、必ず事前に窓口にてご相談ください。予算の執行状況等により、申請を受け付けられない場合があります。
- （2）申請後、助成金交付決定通知書を送付するまで、含有検査は2週間、除去等工事は1ヵ月程度必要となります。交付決定前に行った含有検査及び除去等工事は、助成対象外となります。
- （3）申請は、申請する年度の1月7日まで可能であり、工事は助成の決定を受けた年度の3月10日までに完了届を提出し、3月31日までに請求書を提出する必要があります。
- （4）施工方法や、建築材料の種類等によっては、助成対象とならない場合があります。なお、含有検査・除去等工事のいずれもアスベスト含有成形板等（レベル3）は助成の対象となりません。
- （5）含有検査・除去等工事の実施には、建築物石綿含有建材調査者の関与が必須です。調査者の関与が認められない場合には、助成対象にはなりません。
- （6）対象の除去等工事は、法令等に基づく届出が必要となります。

5 助成申請時・完了届出時に必要な書類

＜＜助成申請時＞＞

- ☐ 港区アスベスト対策費助成金交付申請書(第1号様式) ※申請書は申請年度の1月7日までに提出
- ☐ 当該建築物の案内図、周辺地図
- ☐ 当該建築物の平面図（施工場所が分かるように印を付けてください）
- ☐ 当該建築物の外観写真及び施工場所の現況写真
- ☐ 当該建築物の含有検査又は除去等工事に係る経費見積書及び内訳書の写し（2社以上）
- ☐ 当該建築物の確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類
- ☐ 当該建築物の登記簿の写し
- ☐ 関与を予定する建築物石綿含有建材調査者の氏名及び事業者名が分かる書類（登録証等）

<除去等工事の場合>



- ☐ 工事施工計画書の写し又は施工内容の分かる書類
- ☐ 当該建築物に石綿が含まれていることが分かる書類（分析結果報告書等）

<共同住宅の場合>

- ☐ 管理組合の代表者であることを証する書類（名簿や議事録等）
- ☐ 含有検査又は除去等工事を実施するに至った合意形成の方法及び居住者への周知方法を確認できる書類（議事録等）

<中小企業者の場合>

- ☐ 申請者が中小企業者である場合は、当該企業の登記簿謄本の写し 等

＜＜完了届出時＞＞

- ☐ 港区アスベスト対策完了届(第9号様式)
- ☐ 契約書の写し
- ☐ 請求書の写しその内訳が分かるもの
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 当該建築物の含有検査又は除去等工事に建築物石綿含有建材調査者が関与していることを確認できる書類及び関与した建築物石綿含有建材調査者登録証の写し



<含有検査の場合>

- ☐ 分析結果報告書の写し

<除去等工事の場合>

- ☐ 工事完了報告書の写し
- ☐ 工事完了後の写真及び濃度測定結果報告書の写し

※上記の他にも書類の提出をお願いすることがあります。

※助成決定の内容を変更した場合や対策を中止した場合も届出が必要です。

※申請書は、港区のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyoushidou/kankyo-machi/kankyo/kogai/taisaku.html>

【トップページ＞環境・まちづくり＞環境＞助成制度・計画・調査・統計・報告＞各種助成制度＞アスベスト対策費助成のご案内】

助成手続きの流れ

申請者

港区

事前相談（助成条件に合っているか、他の届け出の必要があるかを確認）

助成金交付申請書を提出
※申請する年度の1月7日までに提出

書類審査

※含有検査は2週間、除去等工事は1か月程度の
審査期間が必要になります（現地調査含む）

含有検査・除去等工事を実施
※交付決定した内容から変更が生じた場合には、検査・
工事の着手前に変更承認を区に申請する必要があります。

交付決定通知書を申請者に送付

交付決定を受けた年度の3月10日まで
に完了届を提出

書類審査

※現地調査を実施する場合があります。

交付額決定通知書を申請者に送付

確定通知を受けた年度の3月31日まで
に助成金交付請求書を提出

助成金交付処理

助成金の交付

※請求から約1か月後

◎除去等工事の施工に際し、次のような届出が必要です。
詳細は、お問い合わせください。

【港区へ届け出るもの】

- ・港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱に基づく届出
 - ・大気汚染防止法に基づく届出
 - ・東京都環境確保条例に基づく届出
- 〈お問い合わせ〉環境課環境指導アセスメント係 （03-3578-2827）

【労働基準監督署へ届け出るもの】

- ・労働安全衛生法に基づく届出
- 〈お問い合わせ〉三田労働基準監督署（03-3452-5474）

（助成受付・問い合わせ）

港区環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL 03-3578-2827